



上富田町告示第103号

下記要綱を公布する。

令和8年 7月 1日

上富田町長 奥 田



記

1. 上富田町国民健康保険における特別療養費の支給等に係る取扱要綱の一部を改正する要綱

上富田町国民健康保険における特別療養費の支給等に係る取扱要綱の一部
部を改正する要綱

令和8年 7月 1日
要 綱 第 34 号

(上富田町国民健康保険における特別療養費の支給等に係る取扱要綱の一部
改正)

上富田町国民健康保険における特別療養費の支給等に係る取扱要綱（令和6
年要綱第74号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「前2項」を「第1項又は前項」に改め、「おける通例」を
削り、同条第6項中「返還されたとき」の次に「又は前項の規定により資格確
認書が返還されたものとみなされたとき」を加える。

第3条第1号中「特別事情届」の次に「出書」を加え、同条第2号中「定め
る公費負担医療に」を削り、「届」の次に「出書」を加える。

第4条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 法第54条の3第4項に規定する滞納している国保税を完納したとき
又は滞納額の著しい減少を町長が認めたとき。

第4条第1項第2号中「特別事情届」の次に「出書」を加え、「別記第4号
様式」を「別記第7号様式」に改め、同項第3号中「定める公費負担医療に」
を削り、「届」の次に「出書」を加え、「別記第5号様式」を「別記第8号様
式」に改める。

第5条を削る。

第6条中「変動があった場合は」の次に「、改めて納付相談を実施し」を加え、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条中「別記第8号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条中「保険給付額」を「保険給付の額」に、「別記第9号様式」を「別記第10号様式」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

附則第2項から第4項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別記第1号様式から別記第9号様式までを別紙のように改める。

別記第9号様式の次に別紙の1様式を加える。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

上富田町国民健康保険における特別療養費の支給等に係る取扱要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表

新	旧
(特別療養費の支給に係る措置)	(特別療養費の支給に係る措置)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第1項又は前項の規定による特別療養費の支給を開始する日は、遅くとも資格確認書に_____定める有効期間の満了する日の翌日とする。	3 前2項_____の規定による特別療養費の支給を開始する日は、遅くとも資格確認書に <u>おける通例</u> 定める有効期間の満了する日の翌日とする。
4・5 (略)	4・5 (略)
6 第4項の規定により資格確認書が返還されたとき又は前項の規定により資格確認書が返還されたものとみなされたときは、滞納世帯主に対し、省令第27条の5の2第4項の規定による資格確認書を交付するものとする。	6 第4項の規定により資格確認書が返還されたとき_____
(適用除外)	_____は、滞納世帯主に対し、省令第27条の5の2第4項の規定による資格確認書を交付するものとする。
(適用除外)	(適用除外)
第3条 滞納世帯主又は滞納世帯の被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、特別療養費の支給に係る措置を講じず、療養の給付等を行うものとする。	第3条 滞納世帯主又は滞納世帯の被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、特別療養費の支給に係る措置を講じず、療養の給付等を行うものとする。
(1) 政令第28条の6に規定する特別の事情がある滞納世帯主。この場合において、滞納世帯主は、省令第27条の5の4第1項の規定により国民健康保険税の滞納に係る特別事情届出書(別記第4号様式)を町長に提出しなければならない。	(1) 政令第28条の6に規定する特別の事情がある滞納世帯主。この場合において、滞納世帯主は、省令第27条の5の4第1項の規定により国民健康保険税の滞納に係る特別事情届出書(別記第4号様式)を町長に提出しなければならない。
(2) 法第54条の3第1項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる滞納世帯の被保険者。この場合において、滞納世帯主は、省令第27条の5の5第1項の	(2) 法第54条の3第1項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる滞納世帯の被保険者。この場合において、滞納世帯主は、省令第27条の5の5第1項の

新	旧
規定により原爆一般疾病医療費の支給等に_____に関する届出書(別記第5号様式)を町長に提出しなければならない。 (3) (略) (特別療養費の支給に係る措置の解除) 第4条 特別療養費の支給に係る措置を受ける滞納世帯主又は滞納世帯の被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、療養の給付等に係る事前通知書(別記第6号様式)により滞納世帯主にあらかじめ通知した上で、その措置を解除し、療養の給付等を行うものとする。 (1) <u>法第54条の3第4項に規定する滞納している国保税を完納したとき又は滞納額の著しい減少を町長が認めたとき。</u> (2) 省令第27条の5の4第2項の規定により、国民健康保険税の滞納に係る特別事情届出書(別記第7号様式)を提出し、町長がこれを認めたとき。 (3) 省令第27条の5の5第2項の規定により、原爆一般疾病医療費の支給等に_____に関する届出書(別記第8号様式)を提出し、町長がこれを認めたとき。 (4) (略) 2 (略)	規定により原爆一般疾病医療費の支給等に<u>定める公費負担医療</u>に関する届____(別記第5号様式)を町長に提出しなければならない。 (3) (略) (特別療養費の支給に係る措置の解除) 第4条 特別療養費の支給に係る措置を受ける滞納世帯主又は滞納世帯の被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、療養の給付等に係る事前通知書(別記第6号様式)により滞納世帯主にあらかじめ通知した上で、その措置を解除し、療養の給付等を行うものとする。 (1) <u>滞納している国保税を完納したとき又は滞納額の著しい減少を町長が認めたとき。</u> (2) 省令第27条の5の4第2項の規定により、国民健康保険税の滞納に係る特別事情届____(別記第4号様式)を提出し、町長がこれを認めたとき。 (3) 省令第27条の5の5第2項の規定により、原爆一般疾病医療費の支給等に<u>定める公費負担医療</u>に関する届____(別記第5号様式)を提出し、町長がこれを認めたとき。 (4) (略) 2 (略) (特別療養費の支給に係る措置の更新) 第5条 <u>特別療養費の支給に係る措置を受ける滞納世帯主が、資格確認書における通例定める有効期間内において、前条第1項各号のいずれにも該当しない場合は、引き続き特別療</u>

新	旧
(世帯員の異動等) <u>第5条</u> 世帯の合併、分離又は世帯主変更等により、世帯員の異動又は世帯構成の変動があった場合は、<u>改めて納付相談を実施し、納税義務者である世帯主の状況により、特別療養費の支給に係る措置又はその措置の解除について判断する。</u> (特別療養費の支給申請) <u>第6条</u> (略) (保険給付の一時差止) <u>第7条</u> 町長は、法第63条の2の規定により、保険給付の一時差止をするときは、<u>保険給付の支払の一時差止通知書(別記第9号様式)</u>により通知するものとする。 (保険給付の一時差止の解除) <u>第8条</u> (略) (保険給付の額からの滞納国保税の控除) <u>第9条</u> 町長は、法第63条の2第3項の規定により、保険給付の額から国保税の滞納額を控除するときは、<u>省令第32条の5の規定により、滞納世帯主に対し、保険給付の額からの滞納国民健康保険税の控除通知書(別記第10号様式)</u>によりあ	<u>養費の支給に係る措置を受けるものとする。</u> <u>2</u> <u>前項の規定により特別療養費の支給に係る措置を更新しようとするときは、あらかじめ、滞納世帯主に対し、特別療養費の支給に係る更新通知書(別記第7号様式)により通知するものとする。</u> (世帯員の異動等) <u>第6条</u> 世帯の合併、分離又は世帯主変更等により、世帯員の異動又は世帯構成の変動があった場合は_____、<u>納税義務者である世帯主の状況により、特別療養費の支給に係る措置又はその措置の解除について判断する。</u> (特別療養費の支給申請) <u>第7条</u> (略) (保険給付の一時差止) <u>第8条</u> 町長は、法第63条の2の規定により、保険給付の一時差止をするときは、<u>保険給付の支払の一時差止通知書(別記第8号様式)</u>により通知するものとする。 (保険給付の一時差止の解除) <u>第9条</u> (略) (保険給付の額からの滞納国保税の控除) <u>第10条</u> 町長は、法第63条の2第3項の規定により、保険給付の額から国保税の滞納額を控除するときは、<u>省令第32条の5の規定により、滞納世帯主に対し、保険給付額からの滞納国民健康保険税の控除通知書(別記第9号様式)</u>によりあ

新	旧
らかじめ通知するものとする。 (その他) <u>第10条</u> (略) 附 則 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。	らかじめ通知するものとする。 (その他) <u>第11条</u> (略) 附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。 <u>(上富田町国民健康保険被保険者資格証明書及び短期被保険者証交付事務取扱要綱の廃止)</u> 2 <u>上富田町国民健康保険被保険者資格証明書及び短期被保険者証交付事務取扱要綱(平成13年要綱第2号)は、廃止する。</u> <u>(経過措置)</u> 3 <u>第2条第1項の規定による事前通知を行う場合において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定に該当するときは、なお従前の例による。</u> 4 <u>この条例の施行の際現に資格証明書の交付を受ける者の属する世帯の滞納世帯主が、その有効期間内において第4条第1項各号のいずれにも該当しない場合は、第5条第1項及び同条第2項の規定を準用し、当該滞納世帯の被保険者が法36条第3項に規定する電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、省令第27条の5の2第4項の規定による資格確認書を交付するものとする。</u>

新	旧
別記第1号様式～別記第10号様式 (別紙)	別記第1号様式～別記第9号様式 (別紙)